

薩摩川内市広告掲載及び掲出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市広告掲載に関する基本要綱（平成18年薩摩川内市告示第105号。以下「基本要綱」という。）第17条の規定に基づき、及び基本要綱を実施するため、広告媒体への広告の掲載又は掲出に関し、基本要綱及び薩摩川内市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、基本要綱の定めるところによる。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 広報紙「広報薩摩川内」

イ 観光パンフレット及び類するもの

ウ イベント・行事に係るポスター、チラシ、パンフレット類

エ ホームページ

オ ソーシャルネットワーキングサービス

カ 壁面等 市が所有する建物及び附属設備（以下「施設」という。）にあっては、壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段その他施設の構造物の内部又は外部表面をいい、市が所有又は管理する車両（消防局が所管する車両を除く。以下「車両」という。）にあっては、前面、側面及び後方のガラス面以外の部分をいう。

キ その他広告の掲載又は掲出が可能なもので市長が個別に認めるもの

(2) 掲載 印刷物、ホームページ等に広告を掲げることを行う。

(3) 掲出 施設又は車両の壁面等に広告を掲げることを行う。

(4) 広告掲載 広告を掲載又は掲出することを行う。

(5) 広告取扱事業者 広告を取り扱う広告代理業を営む者をいう。

(6) 広告掲載事業者 広告掲載をする者をいう。

(広告の基準)

第3条 市が発行又は管理する広告媒体に掲載又は掲出する広告（ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービスにあっては、当該広告のリンク先のページを含む。）は、市の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものでなければならない。

2 広告掲載に係る業種及び事業者又は広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、基本要綱第3条及び掲載基準に定める規定によるものとする。

(広告物の掲出位置、規格等)

第4条 広告物を掲出する位置及び場所は、広告媒体ごとに市長が定めるものと

する。

2 掲出する広告物の形状、デザイン、表示方法、附帯条件等は、広告媒体ごとに市長が定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 市長は、広告の募集を行おうとするときは、広告媒体ごとに、広告の規格、広告掲載料のほか、提出書類、掲載又は掲出期間、申込期間等その他必要な事項について、募集要項により定めるものとする。

(広告取扱事業者の要件)

第6条 広告取扱事業者は、会社法（平成17年法律第86号）第27条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第11条若しくは第153条に定める自社等の定款の記載事項において広告取扱業務を行っている事業者（広告代理店や印刷会社等）で、法人格を有し、現に業務を行っている事業者でなければならない。

(申込要件)

第7条 広告掲載の申込者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。

- (1) 申込者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員の構成員でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種を営む者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中でないこと。
- (5) 申込者が、次の各号に掲げる業種を主たる業としている者でないこと。
 - ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - イ ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
 - ウ たばこ製造に関する業種
 - エ 占い及び運勢判断に関する業種
 - オ 興信所・探偵事務所等
 - カ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に類する業種
- (6) 国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- (7) 市税等を滞納していないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(広告掲載の申込み)

第8条 広告取扱事業者又は広告掲載事業者として広告掲載の申込みをしようとする者は、基本要綱第8条に規定する申込書又は第5条に規定する募集要項に示す書類を、当該募集要項において指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(広告取扱事業者の決定)

第9条 市長は、前条の規定により広告取扱事業者の申込みを受けたときは、提出書類等の内容について、第10条に規定する選定委員会の審査を経て、広告取扱事業者を決定するものとする。

(広告取扱事業者の選定に係る選定委員会)

第10条 市長は、広告取扱事業者の選定に関する事務を円滑に遂行するため、選定委員会を設置する。

2 委員は、当該広告媒体を所管する所管課が属する部局の部局長及び当該部局に属する課長職をもって組織する。

3 委員長は、部局長をもって充て、選定委員会を総括する。

4 選定委員会の庶務は、当該広告媒体を所管する主管課において処理する。

(広告取扱事業者の選定に係る選定委員会の会議)

第11条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会の会議を開催する時間的余裕がないとき又は委員長が相当の理由があると認めるときは、回議により審査を行うことができる。

(広告取扱事業者による広告掲載の要件)

第12条 第9条の決定を受けた広告取扱事業者は、広告の内容・色・形状等の仕様について、市長の承諾を受けなければならない。

2 広告取扱事業者は、市長が指定する期日までに、広告掲載しようとする事業者の名称及び掲載内容（以下「広告内容等」という。）、広告掲載しようとする全ての事業者の市税等の滞納がない証明書その他募集要項に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市税等の滞納がない証明書は、市が保有する情報により調査することについて広告を掲載しようとする事業者が同意する場合は、省略することができる。

4 第2項の広告内容等については、別に定める審査会の審査を受けるものとする。

5 広告の作成に要する費用は広告取扱事業者の負担とする。

(広告掲載事業者及び広告の決定)

第13条 市長は、第8条の規定により広告掲載事業者の申込みを受けたときは、

当該申込みの内容等について、別に定める審査会による審査を経て、広告掲載事業者及び広告を決定するものとする。

2 広告の作成に要する費用は広告掲載事業者の負担とする。

(広告物の製作、掲出及び撤去)

第14条 広告物の掲出を申し込み、決定を受けた広告取扱事業者又は広告掲載事業者は、自らの負担で市長の指定する仕様及び指示に従って広告物を製作し、掲出し、及び撤去するものとする。

2 広告物の撤去により車両又は施設の壁面等の表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、当該撤去を行った広告取扱事業者又は広告掲載事業者が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告取扱事業者及び広告掲載事業者の責務)

第15条 広告取扱事業者又は広告掲載事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していなければならない。

2 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱事業者及び広告掲載事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(契約の締結)

第16条 市長と広告取扱事業者又は広告掲載事業者は、広告媒体への広告掲載に関して契約を締結するものとする。

2 前項の作成に必要な費用等は、広告取扱事業者又は広告掲載事業者が負担するものとする。

(広告掲載の中止)

第17条 市長は、次の各号に掲げる場合には、広告取扱事業者又は広告掲載事業者の承諾を得ることなく、広告の掲載を中止できる。

(1) 広告内容等が関係法令に違反していると認められるとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 基本要綱及び掲載基準並びにこの要領の規定に反すると認められるとき又はそのおそれがあるとき。

(3) 第15条第2項に規定する請求その他第三者から損害賠償請求があったとき。

(4) 広告取扱事業者又は広告掲載事業者が第7条に規定する要件に合致しなくなったと認めたとき。

(5) 広告取扱事業者又は広告掲載事業者が掲載基準第2条に規定する規制事業者又は規制業種を営むこととなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が管理する広告媒体に広告掲載することが適当でないと市長が認めたとき。

2 前各号の規定により広告掲載を中止する場合で、当該広告媒体が印刷物であるときは、広告取扱事業者又は広告掲載事業者は、広告掲載した印刷物を速や

かに回収し、代替の印刷物を広告取扱事業者又は広告掲載事業者の負担において市に提供しなければならない。

(広告内容の変更)

第18条 広告取扱事業者又は広告掲載事業者は、広告掲載期間内において広告内容等を変更しようとするときは、あらかじめ申し出て、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、審査会の審査を経て、広告内容等の変更を決定する。

(問題発生時の対応)

第19条 広告取扱事業者又は広告掲載事業者は、広告内容等に関して第三者からの苦情等何らかの問題が生じたときは、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告媒体への広告掲載に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する